

施設、支援団体等が行うマイナンバーカード交付申請サポート及び代理受領に
対する報償金要綱

令和6年4月1日

(総則)

第1条 マイナンバーカードの申請又は受取が困難な施設入所者、要介護認定者、要支援認定者、障害のある者、長期入院者、75歳以上の高齢者、社会的参加を回避しおおむね家庭にとどまり続けている状態にある者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下総じて「要支援マイナンバーカード申請者」という。）に係るマイナンバーカードの申請サポート又は代理受領に協力した施設、支援団体等に対する報償金の支給については、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 報償金の対象となる施設、支援団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 要支援マイナンバーカード申請者に対するマイナンバーカード交付申請サポートを実施した施設、支援団体等
- (2) 要支援マイナンバーカード申請者（本市に住民登録がある者に限る。）の代理でマイナンバーカードを受領した施設、支援団体等

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、予算の範囲内において、次に定める額を合算した額とする。

要支援マイナンバーカード申請者に対して行った交付申請サポート又は代理受領1件につき2,000円

(申請)

第4条 報償金を受けようとする者は、あらかじめ実施申請書を横須賀市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 報償金申請者は、支援を完了した日から14日以内又は、翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実施報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局地域支援部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。